徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 坂本謙介
編集者 河村
印刷所 今澄印刷所

# 米作日本一の有力候補

## 井原巌さんを訪ねて

永年にわたり科学的研究と汗の結晶で、米作改良、多収穫と取り組んで、懸命の精進をつづけられ、今年もまた、米作日本一の有力候補に挙げられている、島地地区大字上村字蔵場の井原巌さんを、去る九月二日訪れた筆者らは、難作田の目をみはったが、以下井原さんの苦心談の一端をお伺いしてみた。みなさまの参考になれば幸です。

写真は多収穫難作田の見事な出来ばえ

問、難作出品田の面積はどのくらいありますか。

答、一反一畝です。

問、苗代は……

答、保温折衷苗代を用いてました。

四月十八日に播種しましたが、品種は「金南風」を用いました。

本田植付は六月七日行いました。

問、耕土の深さはどの位ですか。

答、この田は以前の耕土の深さは三寸五分位でしたが、一昨年の冬に心土をうち起して八寸～九寸位耕起できるようにしました。

今年は五～六寸位すき起して植付けしました。

問、肥料はどういうようにやられますか。

答、元肥として反当り

推奨肥 五〇〇貫

硅カル 四〇〇貫

トーマス隣肥 二〇貫

塩化カリ 五貫

尿素のみはシロカキのときに入れます。

追肥として、植付後二週間目に、尿素一、五貫を施しますが、これは茎数を確保する目的でやります。

次いで幼穂十日前に尿素五〇〇匁、硅カル二〇貫を、茎数保持のために施し、幼穂四日前に、尿素一貫、塩化カリ二貫を施しました。

問、病虫害の防除はどのくらいやられましたか。

答、ツマグロ防除にマラソンを二回、メイ虫にボリドール一回、白葉枯病が発生したので、水銀剤を撒布し、紋枯病にはモンゼットを三回撒布して、防除に努めました。

問、水稲を作るには、水のカケ引がまた重要なポイントと思いますが……

答、そうです、私は今年も六月七日に植付けて、六月三十日から七月十八日までの間は落水しました。

これは小さいヒビがきて歩いても足がはまらない程度に干すわけですが、今年はあの時期に雨が多かったので、田を干すのに苦労しましたしようなわけで、まだ充分な干し方ではありませんでした。

問、植かたで、正条植と並木植では、それぞれ一長一短がありましょうが、その点を一つ……

答、もちろん長所、短所はありますが、私は良い、丈夫な苗を作れば並木植の方がよいように思います。

正条植は分蘖力（ぶんけつ力よく）はおう盛だが、後りに茎数が少くなることが多いように思われます。

紋枯病には抵抗力が強いと思われます。

並木植では、分蘖力はやおとるが、よくそろった矢の茎数を確保できますが紋枯病には抵抗が少い欠点があるように思います。

問、最後に何かお気付の点をお話し下さいませんか

答、今年は雨が多かったので、紋枯病が多く、又白葉枯病もでてたいへん苦労しました。

また毎年天候がちがうので、こうしたらよいといちがいにはいえませんが、今年の経験から、雨の多い年には、長期にわたり中ぼしすることは、紋枯病を多発させる原因になると考えられるので注意を要します。

何より一番大切な事は、まず土を作る事です。

酸素を多くふくむ土を作ることが、米作りの先決問題だと思います。

まだまだ研究中でして、要領を得ないお話しでしたがお許し下さい。

# 論壇

## 高めよう人権思想

人権よう護委員 藤井信一

憲法に明示する基本的人権は、何人もこれを尊重し侵してならないことは、申すまでもないが、そのかげには「人権と治安維持の調和」という誰しい問題点もある。

人権よう護事業にまず望まれることは、人権思想の高揚であつて人権よう護委員法にも「人権よう護委員は人権侵犯の予防的監視と教済および人権思想の普及高揚に努めなければならない」という規定がありこれを委員の任務としている。

基本的人権は国民みづからの不断の努力によつてこれを守らなければならないとしているが、人権を無視する者があつても、またこれを侵されても気がつかずいつまでも昔からの因習で、泣き言いりまうなことが多いのではあるまいか……こうしたことはいまだに表面にあらわれないままますまされるのである。

そこで真に人権を守るためには、まづ国民の一人一人が、人権思想を身につけ広く全世界人類共通の事業である。

この啓もうのために行われているのが、人権よう護週間である。

終戦後はわが国にも民主憲法が発布せられ、農地改革も行われ、その他国の諸制度には大変革が行われたのであるが、今でも農村にはたくさんの封建的な慣習や民主化をはばむ不合理な因習など数多く残つていてややもすると、これらのことがらが人権思想の伸長をさまたげ、個人の自由や権利を侵すことが多いといわれている。

もとより人権よう護のことは農村、都会を問わず、また国内だけの問題でもなく広く全世界人類共通の事業である。

このことは世界人権宣言記念日が定められていることからも、今年はその九週年にも当るのである。

わが国における人権よう護運動は、先進諸国にくらべて、はなはだ幼稚でこれは小さいヒビがきて歩いても足がはまらない程度に干すわけですが、今年はあの時期に雨が多かつたので、田を干すのに苦労しましたしようなわけで、まだ充分な干し方ではありませんでした。

問、植かたで、正条植と並木植では、それぞれ一長一短がありましょうが、その点を一つ……

答、もちろん長所、短所はありますが、私は良い、丈夫な苗を作れば並木植の方がよいように思います。

正条植は分蘖力（ぶんけつ力よく）はおう盛だが、後りに茎数が少くなることが多いように思われます。

紋枯病には抵抗力が強いと思われます。

並木植では、分蘖力はやおとるが、よくそろった矢の茎数を確保できますが紋枯病には抵抗が少い欠点があるように思います。

問、最後に何かお気付の点をお話し下さいませんか

答、今年は雨が多かつたので、紋枯病が多く、又白葉枯病もでてたいへん苦労しました。

また毎年天候がちがうので、こうしたらよいといちがいにはいえませんが、今年の経験から、雨の多い年には、長期にわたり中ぼしすることは、紋枯病を多発させる原因になると考えられるので注意を要します。

何より一番大切な事は、まず土を作る事です。

酸素を多くふくむ土を作ることが、米作りの先決問題だと思います。

まだまだ研究中でして、要領を得ないお話しでしたがお許し下さい。

# 表彰

## おめでとうございます

### 厚生大臣表彰

民生委員 田中ヨネ氏

串地区還内居住の田中さんは、方面委員、民生委員として、二十三年余にわたつて勤続し、母子問題担当者として、また還内保育園の設立および育成のため尽力せられつつある功績に対し民生委員制度四十週年記念全国大会において表彰を受けられました。

### 徳地町長表彰

柚野地区白菊会長、梅田千代子氏は、優良母子世帯長としての成績優秀のゆえをもつて、徳地町母子福祉大会において町長より表彰せられました。

特設人権相談所の開設、ラジオ利用の宣伝放送、新聞及び町広報による宣伝、ポスター、パンフレット等の掲示と配布、講演会などがその実施にあたり相たちの第一線をあづかつているのであるが、とりわけ徳地町当局よりは、格別の援助をいただき、町民皆さまの御協力をおかりしてはじめて、当地方における人権よう護運動の成果は、現在まで相当の成果を挙げてきた次第で一しお感銘深いものがあるが、世界水準よりは低いようにわが国における宣伝啓発運動は、今後なお長期にわたつて続けなければならないわけである。

当地域における今日までの行事の主なものをひろつてみると、

民生委員、田中ヨネ氏は、方面委員、民生委員として、二十三年余にわたつて勤続し、母子問題担当者として、また還内保育園の設立および育成のため尽力せられつつある功績に対し民生委員制度四十週年記念全国大会において表彰を受けられました。

### 徳地町長表彰

柚野地区白菊会長、梅田千代子氏は、優良母子世帯長としての成績優秀のゆえをもつて、徳地町母子福祉大会において町長より表彰せられました。

# 一人もれなく申請して下さい

## 有権者名簿は九月十五日現在で作られます

昭和三十三年中に行われるいろいろの選挙にはこの名簿に登載されていないと、いくらが選挙権があつても投票することができません。

ただしやむを得ない事情でもれた方には、補充名簿を作つて救済方法があります。

この大切な選挙人名簿は九月十五日現在で作られますので、次のことがらに該当の方は、九月二十日までにもれなく申請して下さい。

⊙昭和十二年十二月二十一日までに生れた者（満二十才以上）で、昭和三十二年六月十六日以前（三カ月以上）から、引つづき徳地町に居住しておられる方。

永年徳地町に居住しておられる方もしておられる方も申請して下さい。

**注意** 毎年かならず申請して下さい。

# 老人を大切にしよう

九月十五日はとしよりの日で、二十一日までの七日間は「としよりの福祉週間」です。

としよりは今日の社会を築くために生き、現在もなお社会構成の一員であり、敬愛する思想と老人の幸福への協力について、国民のすべてが新しい社会の協同生活を認識し、常に関心を持つとともに、老人自身も、自分の地位を自覚し、お互の人格を尊重しあつて、老人に対する国家的な保障制度の実現を促して、新しい社会の建設に努めるべきであります。

当町でも現在七十才以上が八八三名、八十八才（米寿）以上が二十一名、九十才以上七名の高令者がおられます。

地区婦人会が主体となつて地区毎にとしよりの日の諸行事が行われ、米寿以上の方には町より記念品も贈られました。

また当町より秋穂（あいお）養老院に行つておられる十八名の老人の慰問を、民生委員会長、婦人会役員などで行い、慰問品を贈りなぐさめました。

九十才以上の方の氏名は次の通りです。

金子キク（庄方）金子ユリ（庄方）藤本鶴松（深谷）井上ミカ（藤木）原田菊次郎（伊賀地）貞弘たつ（三谷）吉岡ヒサ（串地区）

皆さまの御協力を感謝しております。

一、一般の方よりの義捐金

四六、四一三円

二、各地区社会福祉協議会

三、〇〇〇円

三、出雲地区婦口子供会

六三〇円

合計五〇、〇四三円

物資関係では

衣料四五五点、学用品二点、白米三升二合その他八点となつております。

ぞくぞく感謝の手紙も届いております。

当町で取りまとめ送付したお見舞金品は次の通りでした。

皆さまの御協力を感謝しております。

# 町政の動き

8.16 消防団親ばく野球大会が堀中学校で

8.19 出雲地区婦人学級開設

8.20 経済委員会

8.21 定例教育委員会、白菊会総会、徳地町母子福祉大会が開かれた。

8.23 ①経済委員会 ②夏胡瓜の共同出荷始まる（柚野、八坂地区）

8.26 ①徳地町連合婦人会指導者の研修会 ②農業関係集会公民館で

8.27 ①稲作病虫害の防除宣伝広報車の巡回宣伝 ②徳地町遺族会長集会

8.28 経済委員会

8.30 消防団幹部集会

9.1 緊急畜産センサスの準備調査

9.5 ①施設委員会の現場視察 ②新町建設計画説明会を山口県庁で

9.6 月例事務監査実施

9.15 徳地町連合青年団体育大会を八坂中学校運動場で開催

### 予定

9.17 文教厚生委員会

9.19 総務委員会

9.20 定例第3回町議会

# 西九州へ水害見舞

七月下旬、西北九州一帯が八八三名、八十八才（米寿）以上が二十一名、九十才以上七名の高令者がおられます。

地区婦人会が主体となつて地区毎にとしよりの日の諸行事が行われ、米寿以上をおそつた大災害に、町でもお見舞金品をとりまとめ町民皆さまの誠心こもつたお見舞金品をとりまとめそれぞれの災害地に送りましたが、この程各方面から

九月二十五日 島地地区

九月二十六日 串地区

九月二十七日 柚野地区

九月三十日 出雲地区

十月一日 八坂地区

# 戦歿者慰霊祭おしらせ

# 老人向のレコード付スライド貸します

①設曲レコード付幻燈スライド

壺坂霊験記。阿波の鳴門

②父恋唄

③森の石松道中日記

# 農業展示会

九月十七～十九日までの三日間、山口県農業試験場（吉敷郡大内町）で開催されるので、多数参観をおすすめします。

# 産米改善につとめましょう

9月15日～30日までの間老人福祉週間向きのレコード付スライドをお貸しします。から厚生課に申込下さい。

今年も今のところ豊作が予想せられ、喜ばしい限りですが、次の点に留意して往年の声価をあげましょう

○まづ乾燥第一に

○籾や屑米の混入をなくし

○正味量を正確に入れる

○定まつた日、定まつた数量を出荷するようお互が心がけましょう

# 消防団の親ばく野球

## 出雲分団が優勝

徳地町消防団では、年1回の出初式だけでは、お互の団結と融和をはかれないと、8月16日午前9時から、堀中学校運動場で、各地区分団から1チームを選出集合して、トーナメント方式で野球大会を開催各チームよく斗つたが、勝利の栄冠は出雲分団が獲得、町長より優勝旗が贈られた。

# 婦人会活動の高まり
## ——まづ指導者の研修で——

徳地町連合婦人会では、徳地町将来の繁栄と豊かな明るい町作りには、人口の半数を占める婦人の立上りが必要と、いよいよ本腰をいれて活ぱつに活動しましょうと、さる八月二十六日午前九時から出雲公民館に町内婦人会幹部二五〇名余を招集、指導者研修会が開かれた。

会は清水講師の「婦人会活動について」西村講師の「子供会について」等の講話や、研究討論問題として○婦人学級の経営○子供の遊び方と研究○新生活運動○政治教育など熱心に研究、昼食時は、なごやかなレクリエーションに過すなど、和気あいあいのうちに、今后の活動をうかあつて、多くの成果を収めて散会した。

写真は婦人幹部のレクリエーション

# 主婦の生活手帳

▽季節はづれで安くなったなどがあり、こどもたちは喰れが出やすくなります。

▽二学期には運動会の準備をつけて買っておきましょう。

▽暑しのヒントはちょっとしたところにひそんでいるものです。

たとえば毛糸を玉にまきかえるとき忠にナフタリンかショウノウを入れている奥さんがあります。

これなら虫にくわれる心配はまつありません。

▽サバ、サンマなど青魚のおいしい季節になりますけれども魚を焼いたあとの臭いがいつまでも残っているのはいやなものです。

そんなときには、台所で葉がらをいぶしてみて下さい。いやな臭いが奇妙に消えます。

▽お彼岸が近づきます。おはぎの御飯はモチ米とうるちを半々に混ぜてたきます。

小豆をにるには、よく洗つた小豆を熱湯に入れ、あと二、三回さし水しますと早くにえます。

▽天ぷらをからつと上手に揚げるのには、あまり急いでは、うまくいきません油から煙がでるまでまつて（一七〇度前後）材料を入れます。

また材料は一度に沢山入れると温度が下るのでカラツと揚りません。

# 稲苗作りの勘どころ

稲苗は反当十五坪以上推薦肥、鶏糞土、培養土、木灰、ボカシ等持合せの材料を適宜組合せるべく有機質の堆肥、加里を主体に土作りして、坪一合～五勺位の苗播とし、焼土、クン炭をふつておく、

こういう苗代で育つと早ばつにあつても、水につかつてもヘコタレヌ健苗ができる。

苗代にムラがある時は、硫安で三～五匁程度の速効肥料を焼土にまぜてふり、田植三日前には、弁当肥として全面にまんべんなくふつてやるとよい。

床に木灰をやつて抑制。

# 甘藷

葉がでるまでは長日に一枚の葉が開いてからは短日に育成すれば、なりもよく、寿命も長い。

# 胡瓜

本葉が五～六枚の頃、芽先がいつも全開葉より引込んでいるような苗を育てる芽先ののびた苗は蔓ぼけになる。

# 茄子

# トマト

長日で第一葉から、各葉とも垂れるように育てると花房の数が多く実もそろう。雨勝ちや手入が悪いために短日に育つと、花が少く、落果も多い。

# 瓜

葉が立てば優勢に育ち雄花が多い、葉や葉柄が垂れ

高温育苗は根傷みや万病のもと、C25度が標準。

（茄子苗はかついで植えよといわれている通り、株間をあらくして、長日で、大きく丈夫な苗を育てる。高温密植は石茄子のもと）

雌花は多いが弱く育つ稚苗期に葉柄を短く育て葉は屋垂れて夜上るように工夫すれば、早く初物が食べられて収穫も多い。

（この稿は全国農民連合会発行のリーフレットによる）

× × ×

# 産米の売渡申込
## 一一四％で終る
### 集荷業者（農協）の努力

| 地区名 | ①集荷予定数量 | ②前年申込数量 | ①対②比率% |
|---|---|---|---|
| 出雲 | 2,370 | 2730.4 | 115 |
| 八坂 | 2,160 | 2469.8 | 114 |
| 島地 | 2,510 | 2699.5 | 108 |
| 井鹿 | 860 | 872.9 | 102 |
| 柚野 | 170 | 446.4 | 262 |
| 合計 | 8,070 | 9219.1 | 114 |

と農家の皆さまの協力で次の表のような好成績で、本年産米の事前売渡申込は一応終了しました。

なお個人別には、申込量の過少のもの、申込できる人で申込していない方もあるのではないかと思われますが、かなりの豊作が予想せられるとの出来秋には、保有米以外の米は必ず政府に売込まれるよう特にお願いする次第です。

# 下庄方の子供会
## 長者ガ原でキャンプ

大字堀字下庄方の子供会十二名（男子八女子四人）は、八月十八、九の二日間出雲青年団長桑原良人さんなど子供たちと起居を共にして、指導に当り有意義な催しであつたと、子供たちは大喜びであつた。

写真は長者ガ原のキャンプ

子供たちを自然の中にとけこませ、共同生活を通じて、奉仕、協同、友愛の精神を体得させようというねらいで、雛中学校藤田先生サイクリングを兼ねて、長者ガ原にキャンプ生活を実施した。

# 向上しつつある納税貯蓄組合

町では昨年四月から納税貯蓄組合の結成を提唱して機会のある度に町民皆さんに呼びかけて、この推進を図っていますが、現在まで出雲一三、八坂一二、島地九、串一、柚野八の合計四九地区、加入世帯七五八、加入人口一〇四九人となっています。

これらの組合は漸次向上発展しつつあつて、町の税収に偉大な貢けんを果し、かたわら貯蓄振興にも寄与しています。

納税貯蓄組合の預金利子は日歩九厘で利廻りも普通預金に比べて大変有利なくみになっております。

組合未結成の地区や部落でもみんなで話し合い、早く結成しようではありませ

# 和牛の改良は進む

現在県下の和牛は七万七千三百頭、このうち八割の六万三千四百頭は黒毛和牛で、残りは無角牛と褐色和牛ですが、昨年一年間の県下の統計を見ますと、子牛の生産一万頭、県外からの移入は、一万四千頭あり、逆に県外への子牛の移出は二千八百頭、肉牛として移出八千六百頭となっています。

ところで県では和牛改良に種々努力していますが、その一つとして、優良種雄牛十八頭を生産地帯の家畜保健衛生所に備え、人工授精を行うとともに、生産子牛の検査を実施しています。

また優良良基礎牛として、農家で飼育しておられる三百六十頭を保留牛に指定して、改良に役立てております。

さらに県種畜場や家畜保健衛生所では家畜についての皆さま方の御相談に応じております。

なお徳地町関係の家畜保健衛生所の所在地は小郡町昭和通

電話（小郡六三一番）

ですから、お気軽に御利用下さい。

# 私の提案
## 学校林を創設
### 自主建設を推進せよ

わが国の学校林の歴史はかなり古く、明治の中頃文部省の奨励で、学校基本財産として学校林が設けられたことにはじまるといわれているそうです。

学校林は学校教育の一つとして児童、生徒が郷土緑化に参加することによつて郷土愛を養い、森林資源の愛護と確保、国土保全などの素質を身につけ、かたわら学校基本財産を造成しこれを経営管理することによつて、将来学校の新築改築などに役立たせようという趣旨目的があるわけです。

本町は県下最大の山林町として、その広大な面積の八割は山林で、町有林の面積も八千余町歩もあります。

町百年の礎設のため全町内の小、中学校に学校林の造林を創設したならば、わたしたちの町の将来のために、次代え大きな財産を残すことになり、新、改築の時期を迎える三～四十年先には、計り知れない利益と効果をもたらすであろうことは、何人も信ぜざるを得ないでありましょう。

只こうした事業を始めることはいろいろの点でたいへん困難な問題が多いので町当局、議会、学校および町民が真に打つて一丸となつて推進しなければ、とうてい実現困難な問題であることを付け加えて、みなさまに提案する次第です。

（愛町生）

町当局は明るく、豊かでくらしよい町つくりに感命の努力を払われているが、無いそでは振れないのたとえの通り、町民たれもが満足に思うような境地には、まだまだの気がする。

しかしたれしも明るく平和で豊かで文化の恩恵に浴した生活を望んでいるのだが……

そこで私は提案したい。町民こぞつて力をあわせ、町の建設も、新生活の実現もみな絵に書いたモチと同じことだ。

町民の一人一人が自覚して、全町一円の大きな輪の踊りを展開しようではないか。

音頭とり（主脳者）たいてアタキ（各機関踊り子（町民）が心を合わせ、お互の分野を責任をもつて行い、且つ相手との関連を考え、三者心を一つにして無我の境地にならなければ、その完成は望んだつても、町民われわれとしてもこに、中途で止める原因があつたのではなかろうか、反省してみる必要があると思う。

自主的に盛りあがる町民の意志を反映した、新町村建設踊の大円陣を展開することを提案する。

（踊り子生）

# 町つくりの踊りはいかが

# 編集室より

町報を活して苦雑を乗り越えて、伸びゆく町政、町民のかけ橋となり、町百年の礎設に寄与するには、新鮮な皆さまの意見、希望をどしどしお寄せ下さるようお待ちしています。

# 戸籍制度の紹介（その七）

## 離縁

縁組によつて擬制親子関係は、当事者双方又は一方が、その関係の継続を所絶したいと希望するならば、これを消滅することができる。これを離縁という。

### 離縁の要件

▽協議離縁

離縁することについて、養親子間において、合意が必要で一方的な意志のみでは離縁できない。

当事者双方の合意は自由意志によるものであること。

▽養子の一方的離縁

養親死亡後養子より一方的に、縁組による親子関係を消滅しようとし離縁する場合、は家庭裁判所の許可を必要とする（養子が死亡した後は養親より一方的に離縁をすることはできない）

▽裁判上の離縁

裁判上の離縁は、一定の原因がある場合のみ認められ、裁判上の諸手続を経なければならない。

裁判上の離縁の原因

一、他の一方より悪意で遺棄されたとき。

二、養子の生死が三年以上明らかでないとき。

三、その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき

▽離縁の効果と戸籍の変動

離縁効果の発生時期は、前記協議離縁、養子の一方的離縁の場合は、届出を受理した日。

裁判上の離縁の場合は審判又は判決確定の日で、効果の内容は何れも同様で、縁組によつて生じたいつさいの効果を将来に向つて消滅させる。

すなわち

イ養親子間の親子関係消滅

ロ養子、その配偶者、直系卑属およびその配偶者と養親の血族との間の親族関係の消滅。

ハ養子の氏は縁組前の氏に復する。

ニ養子が継承した祭祀財産は養方に残さなければならない。

離縁の届出が受理されると、養子は縁組前の氏に復し、原則として、縁組前の戸籍に復籍する但し次の場合は新戸籍が編製される。

▽養親の本籍地しくは新本籍地又は住所地。

注養子が十五才未満のときは通常実父母が代諾権者となり、養親と協議する

ニその他離婚の場合と同じく養子の父母について、新戸籍を編製し、その新戸籍に復籍する等、養子の離縁によつて、他の者（父母、子等）の戸籍上の変動を生じる場合がある。

### 届出

届出書は他の届書と同じく正確に記載するを要する。

裁判上の離縁の場合は、作製に当つては役場の窓口で指導を受けることが望ましい。

▽届出期間

裁判上の離縁の判決又は審判確定後十日間の規定がある。

▽届出人

協議離縁―当事者双方

養親死亡後―養子のみ

裁判離縁の場合―申立人又は訴訟提起者が届出人となる。

▽添付書類

戸籍謄本の外裁判離縁の場合は判決又は審判の確定したことを証明する書類

▽届出地

養親の本籍地、養子が復籍する場合は新本籍地。